

令和7年度 四国中央市人権施策推進協議会 会議録

開催日時：令和8年3月27日（金） 10時～11時

開催場所：四国中央市役所 庁舎棟5階 大会議室

公開又は非公開の別：公開

出席者：古東圭介会長、江口一志副会長、橋本裕式副会長、原田泰樹委員、田中あけみ委員、藤川和章委員、伊藤圭三委員、石川繁子委員、山口佐人委員、鈴木孝子委員、真鍋絵美委員、石井弘委員 以上12名

事務局：川上祐志（人権施策課長）、合田仁人（人権施策課長補佐）、長浦紗代

会次第

1. 開会（会議進行：人権施策課長）
2. 委員自己紹介
3. 議事（進行：古東会長、内容説明：人権施策課担当）
 - ①令和7年度 四国中央市人権施策推進プラン取組状況報告について
 - ②人権についての市民意識調査報告書（案）について
 - ③その他

事務局

定刻となりましたので、四国中央市人権施策推進協議会を開会します。

はじめに、古東総務部長よりごあいさつを申し上げます。

総務部長

総務部長あいさつ

事務局

委員の欠席報告でございますが、加地委員、南委員、合田委員、高橋委員におかれましては、欠席のご連絡をいただいております。

ここで、今年度、役員改正の年でしたので、改めまして自己紹介をお願いしたいと存じます。

恐れ入りますが、人権対策協議会会長 江口副会長から時計回りで順番にお願いします。

各委員

自己紹介

事務局

それでは議事に移ります。協議会規則により、会議の議長は会長が務めることとなっておりますので、議事の進行を古東会長、よろしく願いいたします。

会長

議事に入ります前に、協議会規則により、本日の出席委員が過半数に達しておりますので、本会

が成立しておりますことを、ご報告いたします。

それでは、議事に移ります。

議事①令和7年度四国中央市人権施策推進プラン取組状況報告書について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、令和7年度の人権施策推進プラン取組状況報告について説明いたします。

資料1 令和7年度人権施策推進プラン取組状況報告書をご覧ください。

まずこちらの資料の表紙をめくっていただきますと、1ページ「推進プランの概要」がございます。

四国中央市における「人権尊重のまちづくり」を推進するため、平成23年に「人権施策基本計画」が策定され、この基本計画に基づいて、市のさまざまな事業における具体的な人権施策を示したものが、資料2の「人権施策推進プラン」になります。

この推進プランの個々の事業につきましては、毎年各部署において点検を行い、変更や改善点を抽出することで、さらに充実した取り組みとなるよう、適宜、修正・変更を行っております。

次に取組状況についてでございますが、推進プランの進行管理に基づき、令和7年度分の取組状況がまとまりましたのでご報告させていただきます。

令和7年度中の取組状況は、すべての部署において「共通課題」及び「さまざまな課題」への取り組み、両方ともに、おおむね計画どおりに実施されております。

報告事例の中から抜粋して、2課の取り組みを紹介させていただきます。引き続き、資料1をご用意いただけたらと思います。

資料1の6ページをご覧ください。

保健推進課のところになります。保健推進課の報告では、令和7年度に開設したこども家庭センターが設置され、妊娠期や子育て期にわたる切れ目のない支援体制の充実、支援対象者とパートナーシップを土台としたサポートプランの作成とそれに基づく支援を行いました。加えて産後の母子を対象に、産後ケア事業の充実や妊娠子育て世代の、移動支援体制が構築されることになっております。

それと、もう1つ、資料1の10ページ、農業振興課のところをご覧ください。

農業振興課の報告では、女性農業大学や四国中央生活研究協議会等の団体が、小学生に対して「さといも料理教室」等を実施し、四国中央農業指導班による講座を聞き、知識取得に努めました。今後におきましては、さらに若い世代への経験や知識を伝える機会を増やせる方法を検討するとの報告がありました。

以上のほか、各部署における取組状況の詳細については、資料1の2ページから15ページに記載しております。

説明は、以上でございます。よろしく願いいたします。

会長

事務局より説明がありました。これについて、ご意見やご質問等ございましたら、よろしくお願

いたします。

副会長

行政職員と教職員の研修についてですが、2016年の部落差別解消推進法施行以降、地方公共団体にはさまざまな取組が求められており、四国中央市でも積極的に進めていただいていると理解しています。

その上で、他自治体の事例としてお伝えします。2026年3月8日に大阪市が公表したものでは、同年2月3日に市職員が公用車内で特定の地名を挙げて被差別部落だと発言し、「高校の時にその地域を通るのが嫌だった」と同乗の同僚に話したことが、後日その同僚からの相談で発覚しました。大阪市では、2024年にも港湾局職員による同様の公用車内での部落差別発言が明らかになり、その後全職員研修などを行ってきたにもかかわらず、再度差別行為が起きています。

四国中央市は他市町と比べても研修や啓発に力を入れていただいておりますし、市としても、私個人としても感謝しています。そのうえで、差別行為が起きないことを強く願っていますし、部落差別に限らず、あらゆる人権侵害は決して許されるものではないと考えています。

そこでお伺いします。行政職員や教職員による差別行為が発覚した場合の対応について、四国中央市として何か明確な方針や手順をあらかじめ定めているのでしょうか。

事務局

行政職員や教職員による差別行為が、最近も大阪港湾局職員の事例などで起きており、差別解消は行政や教職員の重要な責務だと強く感じています。差別的な発言や行為は、行政職員や教職員が決して行ってはなりません。

差別事案が発覚した場合は、人権施策課がまず内容を把握し、市長が本部長を務める人権施策推進本部に報告します。その上で、差別発言をした職員への聞き取りを行い、なぜその行為に至ったのか、人権問題をどう考えているのか、発言の背景は何かを丁寧に確認します。

その結果を各団体や関係機関に報告し、再度推進本部で共有したうえで、職員研修につなげます。毎回、新たな問題点が出てくると思いますが、そのたびに各団体と協議し、共通理解を深めながら対応していきたいと考えています。以上でございます。

会長

他に何かございますか。

委員

人権施策推進プランの取組状況として各部署から書類が提出されていますが、このプランがどこまで庁内に浸透しているのか気になっています。役所では人権だけでなく長期計画などさまざまなプランがありますが、私が課長だった頃には、計画はあるのに課長にまで書類が下りてこないことがありました。現在はどうなっているのかわかりませんが、このような会で良いプランが作られても、職員に十分共有されていない場合があると感じています。四国中央市では、各課で年5回の職員研修を行うなど熱心に取り組まれていると承知していますが、その中でこのような計画書類をど

の程度まで周知しているのか。実際に受け取っていない課長もいると聞いており、その点についてお伺いしたいと思います。

事務局

推進プランについてのご質問だと理解しています。推進プランの作成にあたっては、各課に配置している人権啓発推進員が内容を共有し、意見を取りまとめています。全職員に行き渡るよう努めていますが、一部では十分に伝わっていない可能性もあると認識していますので、今後は周知を一層徹底し、取り組みに活かしていきたいと考えています。

委員

研修を形だけで終わらせないために、少なくとも全課長には書類を渡し、課内研修や読書の時間を確保してほしいと思います。各担当部署でしっかり啓発を進めていただけるよう、よろしくお願いいたします。

事務局

わかりました。

委員

丁寧に説明していただきましたが、これが課長の裁量なのかは分かりません。ただ、課長のところで止めるのではなく、全職員に周知すべきだと思います。部落問題は他人事と受け止められがちですが、今敏感になっているパワハラやセクハラであれば、人事などに相談が行くでしょう。部落問題をきちんと解決しない限り、他の人権問題も本質的には解決しないのではないのでしょうか。本来、職員はそのことを理解した上で業務にあたるべきなのに、どこか他人事になっているように感じます。パワハラやモラハラなどさまざまな人権問題がありますが、もし課長の段階で止まっているのであれば、課長が必ず職員研修に参加するなど、人権施策課が部長や課長にまで確実に働きかける必要があると思います。

事務局

わかりました。

会長

貴重なご意見をありがとうございます。

それでは続きまして議事②の方に移らせていただきます。

人権についての市民意識調査報告（案）につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

それでは、人権についての市民意識調査報告書（案）について、ご説明いたします。資料の3、人権についての市民意識調査報告書（案）をご覧ください。

まず、こちらの表紙をめくっていただきますと1ページ調査の概要についてでございます。調査は5年ごとの実施ということで、前回の実施が令和2年度でしたので今年度が実施年度でございます。目的は、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題に関する現状の市民の意識理解の実態について調査を行い、これまでの人権同和教育及び啓発の成果と課題を見だし、今後の基礎資料とするものです。実施根拠は、四国中央市人権尊重まちづくり条例の第六条としております。調査対象は18歳以上の男女1,500名ずつの計3,000名で、調査方法は無記名による調査票への記入による返送、または今回新たに二次元コードによる回答で実施をいたしました。

その回収状況ですが、1,266名の市民から調査の回答を得ることができまして、回収率は42.2%という結果でございました。

次に、調査結果につきまして、少しご報告させていただきます。8ページの問1あなたの年齢は、についてですが、70歳以上の方が33.5%と最も高く、年代が若くなるほど回答率が低くなっていました。

同じく8ページの問2人権が侵害されたと感じたことがあるかと、問3どのようなことで侵害されたと感じたかについては、市民の10人に1人が人権侵害を受けたことがあると回答しており、最も多かったのはうわさ、悪口、かげ口に次いで、職場での不当な待遇と続いております。

次に10ページ問4をご覧ください。その相談相手としましては、多くは、家族や友人などの身近な人に相談しており、公的相談機関等への相談は少しずつ増えているものの、まだ少ない状況が出ております。

次に12ページから17ページまでの各人権課題の調査結果におきましては、相談支援体制の充実や周知、生活支援サービスの充実など、社会環境の整備などそれぞれの人権課題の問題点は共通するところも多くありました。

次に27ページ問16をご覧ください。今回、新たな設問としまして、市民一人ひとりが人権教育の心を育てるための5つの目標についての認知に関しましては、内容も含め知っている、名前は聞いたことがある、を合わせて29%、知らないが68%となっております。

次に30ページから35ページですが、身元調査おことわり運動につきましては、プライバシーの侵害になるのではっきり断る、自分の子どもなどの結婚の際に身元調査をしないと回答する人が増えてきております。また身元調査おことわり運動のステッカーについては、配布されてすでに貼っている、が最も多い結果ですが、前回調査と比べると減っております。配布されたら運動推進のために貼るつもり、が増え、また、貼らないという方も増えてきております。

次に36ページ問22をご覧ください。地域・職場・家庭で差別的な発言を聞いたときどのような行動をとりますか、については、話をするが減り、自信がないのでそのままにする、自分には関係ないのでそのままにする、が増えております。

次に38ページ問23。過去3年間、同和問題（部落差別）を身近で見たり聞いたりしたと回答した人につきましては、それはどのような場面になったか、それに対して、結婚が最も多く、次いで、家庭や親戚関係、職場となっており、前回調査との変化はあまりありませんでした。

次に39ページ問24。自分の子どもや孫から同和問題（部落差別）に関わる結婚相談を受けた時どうしますか、については、本人の意思を尊重するが最も多く、前回調査から増えてきております。

次に41ページ問25。同和問題（部落差別）とあなた自身との関わりについて、あなたの考えに

近いものはどれかという問いに対しては、自分自身の問題として解決に努めたいが最も多くなっております。42 ページから 45 ページは、最後の調査結果を踏まえてということになるのですが、社会構造の変化や価値観の多様化等により、事業をめぐる状況は複雑多様化しており、特にインターネットの悪用による、人権侵害行為など新しい人権課題が生じております。このことは、今回の調査結果からも裏付けられており、四国中央市が一体となってあらゆる人権課題の解消を目指していくことが重要だと言えます。

今後、四国中央市人権尊重まちづくり条例に基づき、市、市民、事業者それぞれが人権尊重のまちづくりの担い手であることを十分認識し、すべての人の人権が尊重される社会を実現するため、人権施策を推進していく必要があるといたします。

なお、結果の公表等につきましては、各関係機関等へ報告書を配布し、ホームページへの掲載を予定しております。

私からの説明は以上でございます。

会長

ただいま事務局より説明がございましたが、本件につきましてご意見やご質問がありましたらお願いいたします。

委員

企業への人権に関する研修について、全国的にも取り組みが求められており、人権擁護委員協議会としても対応が必要だと感じています。しかし、企業の実情にどこまで踏み込んでよいか悩んでいます。報告書 9 ページの考察の最後にある、事業所や市民に向けた啓発や学習の機会提供を今後充実させる必要がある、という点についても同じ思いです。

そのため、まず企業側でどのような従業員研修が行われているのかを把握することが大切だと考え、生涯学習課に企業向けの取り組み内容を個人的に聞いてみました。私たちが一方的に踏み込むのではなく、企業の代表である社長などに研修内容を直接伺う方法がよいのではないかと考えています。

具体的には、建設業の企業の方に来ていただき、話を聞く機会を設けたいと考えています。すでに人権施策課や生涯学習課でも研修を実施されていると思いますので、今後はそれぞれと連携しながら一緒に取り組みを進めていければと考えています。どうぞよろしく願いいたします。

事務局

企業啓発の重要性を改めて感じており、これまで十分に組み込まなかった部分にも、今後は積極的に踏み込んでいきたいと考えています。具体的には、ハローワークへの働きかけや、人権教育協議会の企業等部会との連携を進め、できる限り企業の中に入っていけるような体制を整えていきたいと思っております。

委員

私も企業の啓発について発言したいと思い、この意識調査の報告書を読んでいたました。

企業研修が大事だと思うのは、これまで家庭にいた 30～50 代の女性が働き始めて、職場で同和問題をはじめ、障がい者の問題など人権についてさまざまな意見が出ているからです。

十分な研修が行われていないために、誤った考えのまま関心を持たず、「自分には関係ない」と考える人が多いと感じています。

企業向けの研修については、以前、人権教育に関わっていたときに私が企業を個別に回ってお願いしましたが、なかなか難しさを感じました。そこで、市に対してお願いしたいのは、本来企業と関わりのある職業安定所が中心となり、商工会議所や人権教育協議会などと連携して、企業部会の中に人権問題の現状を把握し協議する場を設けることが重要ではないかということです。川之江市のときには、職業安定所と商工会議所と市が一緒になって講演会などに取り組んでいました。今は人権問題の範囲が広がり、同和問題は他人事ではなく、これまで声を上げにくかった障がい者やさまざまな差別を受けている人たちの訴えが大きくなり、人権の大切さが改めて問われている状況だと思います。

人権教育が同和問題を中心に始まった頃から、私は「人づくり」そのものが人権問題だと考えてきました。企業への人権啓発を進めるには、産業課や啓発担当課と連携し、共同体のような場と一緒に作っていく必要があります。そこに踏み込まなければ、個々の意識が高まっていけないと思います。ぜひ、その取り組みをお願いしたいです。

私は川之江市の時代から市民意識調査に関わっており、今回も成果を期待していましたが、旧市町村の頃から全体の数字は大きく伸びていないように感じています。一方で、同和問題について差別的な発言を聞いた時に「その場で注意する」「自分の知っている知識の範囲で対応する」といった行動については、数値として向上しており、これは大きな成果だと考えています。意識調査の結果を見ると、少しずつではありますが、行政の継続的な取り組みが重要であることがわかります。

また、意識調査の回収率は約 40%です。無作為抽出で調査すると 30%台の自治体が多く、40%は良い数字と言えますが、本来はもっと高くなるべきだと思います。中には回収率が 100%の自治体もあり、そうしたところでは議会やPTAの会合の場で調査を実施していることが背景にあります。調査の方法によって結果は大きく変わると考えています。

行政職員が調査票を持参して直接お願いしていた頃は、プライバシーに配慮して封筒に入れて回収していました。私は受け取る人の立場に立ち、この調査の目的を丁寧に伝えながら依頼していました。市の職員から直接手渡しされることで「それなら回答しよう」という気持ちが強まると思います。可能であれば、近隣に住む職員が一軒一軒手渡しで依頼することが、啓発にもつながるのではないのでしょうか。今後の啓発の方法をぜひ検討していただきたいです。

会長

事務局の立場から申し上げます。今いただいたご意見は、非常に重要だと考えております。その前提として、他の委員の方からもご指摘があったように、推進プランを進めるうえで、まず職員一人一人が意識を持つことが不可欠だと認識しています。

事務局からもご説明したとおり、人権推進本部会議は、市長をはじめ庁内の全部長で構成されており、毎年度当初に必ず開催しています。今年度は、この会議の場で今のご意見も含めて報告し、商工担当部長を通じて庁内全体で取り組みを進めるとともに、商工会にも働きかけていきたいと考

えております。どうぞよろしくお願ひいたします。

他に何かございますか。

委員

人権を侵害されたと感じたときに「誰にも言わず我慢する」と答えた人は常に1割未満で、多くの人は家族や友人など身近な人に相談するか、相手に抗議しており、この二つを合わせると8割を超えています。こうした事例を市が十分に把握できていない可能性があるため、ワンストップの相談窓口を設けて情報を一元的に集約し、解決の方法を検討・支援していく体制を整えることが望ましいと考えます。

また、多くの市民は、法律や条例の内容をよく知りません。せっかく立派な法律や条例があっても、市民に十分伝わっていないために、無理解や無関心が生まれ、そこから差別が始まるのだと思います。だからこそ、その点についてもっと徹底した啓発をしてほしいと考えています。

委員

職場でよく耳にする人権に関する発言について、以前は同和問題が圧倒的に多かったが、最近は障がい者やその他の人権問題に関するものが増えてきていると感じている。実際には、他の委員の話からも、まだよく知られていないことが多い状況だと聞いている。障がい者団体には担当窓口もあると思う。同和問題は依然として解決には遠いものの、先ほど示されたプランが進んでいるので、以前と比べれば状況は改善しており、差別を受けている人から見ればまだ厳しい面がある一方で、私たちから見ると一定の成果は出ていると言えると思う。人権教育協議会が2か月に1回発行している「きずな」などを通じて、啓発の成果は少しずつ出ていると感じています。

一方で、役所には福祉など人権に関わる担当課がありますが、人権施策推進プランを見ていると、障がい者や女性、外国人などそれぞれの問題を専門の職員が担当しているにもかかわらず、当事者の苦しみが十分に共有されていないように思います。担当課の窓口がどこまで啓発の役割を果たしているのかという点では、まだ他人事のように受け止めている印象が強く、人権問題といえば同和問題だけという理解にとどまっているのではないかと感じています。このことが大きな課題だと思います。先日もお願いしましたが、役所の中で人権に関わる部署同士が横の連携を強め、一体となって啓発に取り組むことが大切だと考えています。

会長

お二人のご意見は大変重要だと考えています。今日の会の内容を本会議で審議・決定し、その結果を課長や職員の皆さんに共有していきたいと思います。

事務局

条例や法律の周知がまだ十分ではないため、今回の意識調査の結果を踏まえ、担当課や関係機関と話し合いの場を設けながら、どのように広めていくか今後検討していきます。また、関係部署との連携についても不十分な点があり、これを課題として改善していきます。人権施策課の職員も増員されるため、福祉課やこども課などと連携しながら、今後の課題を洗い出して取り組んでいくた

いと考えています。よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

会長

他に何かございますか。

本当に貴重な意見を皆さんありがとうございました。

それでは本件につきましては、承認ということにさせていただきます。

委員

身元調査おことわり運動についてですが、コロナ禍前は啓発が進んでいたのに、最近はあまり力が入っていないように感じています。人権は同和問題だけではなく、他人の家庭のことを尋ねる身元調査も深く関わる問題です。自分はやましいことがないと思っけていても、聞かれる側がどう感じるかはわかりません。身元調査がなぜ問題なのかを知らないまま行っている場合もあるため、啓発する側はステッカーを貼ってくださいと呼びかけるだけでなく、身元調査がなぜいけないのかをきちんと説明していく必要があると思います。

人権や差別の取り組みについて、以前は学校がとても熱心に進めてくれていましたが、最近の様子を聞くと、以前ほどではないと感じています。人権の心を育てる5つの目標や「身元調査おことわり運動」も、本来は四国中央市の協議会や行政と連携して、さまざまな場面で啓発してもらはずなのに、今はPTA向けには年1回の総会の時だけになっているようです。校長先生によって熱心さに差があり、特に就学前教育の場が一番よく取り組んでくれている印象です。

最終的には、そこで働く人や責任ある立場の人がどれだけ本気で取り組むかにかかっけていて、これは「心の問題」だと思っけています。選挙でも同じで、いくらお金をかけて啓発しても、投票率が低いのは、一人ひとりの意識として自分のことになっていないからではないでしょうか。誰であつても差別されてよい人はいないし、自分もいつ差別される側になるかわかりません。だからこそ、日頃から継続して取り組み、意識する機会を学校にぜひつくつてほしいと考えています。

事務局

わかりました。

会長

それでは、市民意識調査（案）につきましては、委員の皆さんがご承認いただいたということで冊子の（案）を消していただけたらと思っけています。こちらにつきましては、また改めて製本をして委員の皆様へ送付をさせていただきますとともに、大変貴重な啓発資料としてまた今後も活用させていただきます。

それでは、議事③その他、事務局から何かございましたら、お願ひいたします。

事務局

本来でしたら、令和8年度の人権施策推進プラン（案）につきまして、この場でご審議いただくところではございますが、4月からの大幅な組織機構改革により新部署での推進プランの見直し

必要でありますことから、5月に行う予定の人権啓発推進研修にて、推進プランの変更及び新規作成を依頼し内容を反映いたしまして、令和8年度の推進プランとして改めてお配りしたいと存じます。

事務局からは以上です。

会長

それでは、以上を持ちまして、事務局からの説明は終わります。最後に、委員の皆さんからこの場を借りて意見がありましたらお願いいたします。

副会長

愛媛県での深刻な事例としてお話しします。宇和島市で2025年1月31日に、賤称語と個人名、「殺す」という表現を含む部落差別落書きが見つかりました。殺害予告とも受け取れる悪質な内容でした。

この事案に対し、県の人権対策協議会と宇和島市が連携し、警察への通報と被害届の提出を行いました。あわせて、市のホームページや広報紙で情報を周知し、教育委員会の校長会でも共有しました。そのうえで、人権同和教育チームを中心に研修を行い、既存の研修内容や差別事案発生時のマニュアルの見直しも進めました。

このような差別落書きは、いつどこで起きてもおかしくないため、発生時には拡散や助長を防ぐための迅速な対応が不可欠です。

差別が二度と起きない、差別そのもののない社会を目指して、私たちの団体は今後も活動を続けていきます。そのためには、本日ご参加の行政、学校関係者、その他人権関係の皆さまとの協力と連携が不可欠です。今後ともご協力をよろしくお願いいたします。

以上です。

会長

本市では、部落差別をはじめとする人権問題の解決に、今後も全力で取り組んでまいります。本日は委員の皆さまから貴重なご意見を多く頂き、ありがとうございました。

連携の強化というご意見も踏まえ、新年度から人権施策課は4階へ移動し、生涯学習課と隣同士で一層連携して進めてまいります。何かございましたら、ぜひ4階までお越しください。今後ともよろしくお願いいたします。

それでは、私の方はここで閉じさせていただきます。

委員

私は現在、学校でPTA会長をしています。学校には、企業から5年生頃を対象に生理用ナプキンが善意で送られてきます。しかし、男子の体でありながら女の子として生きている子もいるため、女の子だけにナプキンを配る形だと、傷ついてしまう子がいるかもしれません。そこで、全員に配る物をそろえるなど、誰が何を受け取ったか分からない形にするなどの配慮をお願いしたいと思います。

この件については、人権擁護委員会の会長さんたちが鈴木先生に相談し、鈴木先生から教育委員会にもお話ししていただきました。今後も同様の配慮が引き継がれていくことを願っています。目に見えにくい部分ですが、悲しい思いをする子が出ないように、ご理解とご配慮をお願いいたします。」

もう1点は、私は連合会などの会合に参加する機会が多いのですが、子どもを連れて行くと、男性の会長さんから「静かにさせてほしい」と言われることがあります。その方も父親として子育てをしているはずですが、多くの場合お母さんに子どもを預けて来られる一方で、私はそうできない事情があります。そのため、女性が子ども連れでも活動しやすいように、託児や子どもと一緒に待てる部屋の用意など、環境面での配慮をしていただきたいと思います。

また、講演会が日曜日に開かれることも多いのですが、子どもの預け先や待機場所がなく、話を聞きたいのに子どもの世話との両立が難しいと感じています。来てほしいと言われる一方で、女性側がしんどい思いをされており、本当は積極的に活動したくてもできない状況です。

以上の点について、ぜひ今後の場づくりの中で検討していただきたいと思います。本日お伝えしました。よろしく願いいたします。

委員

市民意識調査については賛同して関わらせていただきましたが、5年ごとの調査ということで、次回には私は委員を退いており、研修会などにも参加していないかもしれません。今回の資料12ページの間6「あなたは女性の人権が守られるためには、どのようなことが必要だと思われますか」という設問を拝見し、女性を支援するという視点だけでは、必ずしも平等とは言えないのではないかと感じました。現在の日本では、政治や経済の分野で男性の割合が多いことは承知していますが、「女性が仕事を続けられる環境の整備」「女性のための相談・支援体制の充実」「男性に対する家事・育児・介護などの講座の開催」といった項目は、掘り下げていくと企業など社会全体の仕組みに関わる問題とつながっているように思います。本日はこの程度にとどめますが、次回の意識調査では、ぜひさまざまな立場からこの設問を見直していただきたいと思います。決して反対しているわけではありませんので、その点をご理解いただき、検討をよろしく願いいたします。

事務局

みなさんのご意見を反映しながら進めていきたいと考えています。先ほど委員の方からご指摘があった、女性の参加への配慮については、私もまだ十分ではないと感じています。私たちの課では「人権のつどい」などの啓発活動を行っていますが、託児所を設けてお子さんを預けられるようにし、女性も参加しやすい環境を整えていきたいと思えます。以前は託児所を用意して参加を呼びかけていましたが、申し込みが少なく、現在は中断している状況です。しかし、今回のご意見を受けて、配慮の必要性を改めて認識しましたので、今後の参考にしたいと考えています。

また、「心は女の子だが体は男の子」というような、いわゆるLGBTQに関する課題についても、これまで十分に組み合わせてこなかったのではないかと感じています。今後は、あらゆる人権問題の啓発に取り組む中で、LGBTQに関する啓発活動にも力を入れていきたいと考えていますので、ご理解をお願いいたします。以上です。

会長

それでは、事務局に返させていただきます。

事務局

再び事務局に引き継ぎます。

本会の会議録につきましては、後日郵送させていただきます。皆さまに確認していただいた後、市ホームページにて公開いたします。本日はありがとうございました。